

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続(共通編)</p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性</p> <p>Ⅲ-2-6 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則</p> <p>(1)主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 顧客の属性等及び取引実態の的確な把握並びに顧客情報の管理の徹底</p> <p>ハ. 金融サービス仲介業者は、準用金融商品取引法第37条の3に規定する<u>契約締結前の情報提供</u>に関し、あらかじめ、顧客に対し、<u>情報提供</u>の内容についてイの情報の内容に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>Ⅲ-2-9 苦情等への対処(金融 ADR 制度への対応も含む)</p> <p>Ⅲ-2-9-2 金融 ADR 制度への対応</p> <p>Ⅲ-2-9-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)主な着眼点</p> <p>① 総論</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 公表・周知・顧客への対応</p> <p>a. (略)</p> <p>b. <u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべ</u></p>	<p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続(共通編)</p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性</p> <p>Ⅲ-2-6 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則</p> <p>(1)主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 顧客の属性等及び取引実態の的確な把握並びに顧客情報の管理の徹底</p> <p>ハ. 金融サービス仲介業者は、準用金融商品取引法第37条の3の<u>契約締結前交付書面の交付</u>に関し、あらかじめ、顧客に対し、<u>書面</u>の内容についてイの情報の内容に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>Ⅲ-2-9 苦情等への対処(金融 ADR 制度への対応も含む)</p> <p>Ⅲ-2-9-2 金融 ADR 制度への対応</p> <p>Ⅲ-2-9-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)主な着眼点</p> <p>① 総論</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 公表・周知・顧客への対応</p> <p>a. (略)</p> <p>b. <u>契約締結前交付書面の交付</u>に関し、金融ADR制度につ</p>

き事項の電磁的方法による提供に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. d. (略)

Ⅲ-2-9-2-2 指定ADR機関が存在しない場合

(1) (略)

(2) 主な着眼点

①・② (略)

③ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

ア. (略)

イ. 周知・公表等

a. (略)

b. 契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. d. (略)

いての説明を行っているか。

また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. d. (略)

Ⅲ-2-9-2-2 指定ADR機関が存在しない場合

(1) (略)

(2) 主な着眼点

①・② (略)

③ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

ア. (略)

イ. 周知・公表等

a. (略)

b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. d. (略)

Ⅲ-2-9-3 各種書面に記載すべき事項に係る情報提供

金融サービス仲介業者は、各種書面(契約締結前交付書面等)等において金融 ADR 制度への対応内容を提供することが義務付けられている。それら書面等においては、指定 ADR 機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例えば、金融サービス仲介業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関(苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を提供すべきことに留意する。

V 監督上の評価項目と諸手続(預金等媒介業務)

V-1 業務の適切性(預金等媒介業務)

V-1-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等

V-1-2-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢

V-1-2-2-1 意義

預金等媒介業者は、預金等媒介業務を行うに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされており(金融サービス提供法第 25 条、準用銀行法第 52 条の 44 条第 2 項、仲介業者等府令第 49 条)、特に仲介業者等府令第 50 条第 1 項に定める金融商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、預金等媒介業者は、その行う業務の内容及び方法に応じ健全かつ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(金融サービス提供法第 26 条及び仲介業者等府令第 35 条)。

Ⅲ-2-9-3 各種書面への記載

金融サービス仲介業者は、各種書面(契約締結前交付書面等)において金融 ADR 制度への対応内容を記載することが義務付けられている。それら書面には、指定 ADR 機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、金融サービス仲介業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関(苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。

V 監督上の評価項目と諸手続(預金等媒介業務)

V-1 業務の適切性(預金等媒介業務)

V-1-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等

V-1-2-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢

V-1-2-2-1 意義

預金等媒介業者は、預金等媒介業務を行うに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされており(金融サービス提供法第 25 条、準用銀行法第 52 条の 44 条第 2 項、仲介業者等府令第 49 条)、特に仲介業者等府令第 50 条第 1 項に定める金融商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、預金等媒介業者は、その行う業務の内容及び方法に応じ健全かつ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(金融サービス提供法第 26 条及び仲介業者等府令第 35 条)。

リスク商品の販売に当たっては、金融サービス提供法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえた上で、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等（以下「特定預金等」という。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の情報提供義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（金融サービス提供法第 31 条第 2 項、仲介業者等府令第 48 条、第 66 条から第 89 条、第 91 条、第 92 条、第 100 条、第 106 条、第 110 条）

V-1-2-2-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(3) 特定預金等の受入れ

特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、Ⅲ-2-6、Ⅶ-1-3、Ⅶ-1-4(2)①、Ⅶ-1-4(2)②、Ⅶ-1-4(2)③、Ⅶ-1-4(2)④、Ⅶ-1-4(2)⑤、Ⅶ-1-4(2)⑥等を参照するものとする。

特に、通貨の価格の変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明することとしているか。

リスク商品の販売に当たっては、金融サービス提供法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえた上で、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等（以下「特定預金等」という。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の書面交付義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（金融サービス提供法第 31 条第 2 項、仲介業者等府令第 48 条、第 66 条から第 90 条、第 92 条、第 93 条、第 100 条、第 106 条、第 110 条）

V-1-2-2-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(3) 特定預金等の受入れ

特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、Ⅲ-2-6、Ⅶ-1-3、Ⅶ-1-4(1)①、Ⅶ-1-4(1)②、Ⅶ-1-4(1)③、Ⅶ-1-4(1)④、Ⅶ-1-4(1)⑤等を参照するものとする。

特に、通貨の価格の変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか。

V-2 諸手続(預金等媒介業務)

V-2-3 登録審査に当たっての留意点

V-2-3-1 業務遂行能力に関する審査

(1)・(2) (略)

(3)社内規則に係る主な留意点(金融サービス提供法第 15 条第 1号ソ、仲介業者等府令第 35 条)

預金等媒介業者は、その行う預金等媒介業務の内容及び方法に応じ、当該預金等媒介業務に関する社内規則を定める必要があるが、登録の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑥につき留意することとする。

①契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法

社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

② (略)

③研修の実施方法

社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。

④～⑥ (略)

V-2 諸手続(預金等媒介業務)

V-2-3 登録審査に当たっての留意点

V-2-3-1 業務遂行能力に関する審査

(1)・(2) (略)

(3)社内規則に係る主な留意点(金融サービス提供法第 15 条第 1号ソ、仲介業者等府令第 35 条)

預金等媒介業者は、その行う預金等媒介業務の内容及び方法に応じ、当該預金等媒介業務に関する社内規則を定める必要があるが、登録の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑥につき留意することとする。

①契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法

社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

② (略)

③研修の実施方法

社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。

④～⑥ (略)

Ⅶ 監督上の評価項目と諸手続(有価証券等仲介業務)

Ⅶ-1 業務の適切性(有価証券等仲介業務)

Ⅶ-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢

一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(1)基本的留意事項

有価証券等仲介業者は、準用金融商品取引法第 37 条の3第2項の規定に基づき、同項に規定する事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をすることが求められている。

さらに、金融商品販売業者等(金融サービス提供法第3条第3項に規定する金融商品販売業者等をいう。)である有価証券等仲介業者については、金融サービス提供法第4条の規定に基づき、同条第1項に掲げる重要事項についても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をする必要があることに留意する

Ⅶ 監督上の評価項目と諸手続(有価証券等仲介業務)

Ⅶ-1 業務の適切性(有価証券等仲介業務)

Ⅶ-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢

一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(新設)

ものとする。

(2) 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点

① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② (略)

(⑤に移動)

③ 情報提供のみで顧客が内容を理解したことを確認した場合

仲介業者等府令第 99 条の2第3項第1号に規定する「適切な方法」とは、例えば、有価証券等仲介業務をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。この場合においても、当該情報提供事項が一般的に分かりやすく表示されている必要があり、顧客が希望するときは適切な説明がなされ

(1) 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点

① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② (略)

③ 約定内容等の説明

金融サービス契約の約定後に、約定内容(約定日時、約定金額又は約定数値等)について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付や金融商品取引業者又は登録金融機関の連絡先の提示等により、当該情報を顧客に対して適切に提示できるような措置を講じているか。

④ インターネットを通じた説明の方法

仲介業者等府令第 111 条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、有価証券等仲介業務をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

る態勢を整備する必要があることに留意する。また、顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは「適切な方法」による確認が行われたといえない場合があることに留意する。

④ 説明を要しない旨の顧客の意思の表明

仲介業者等府令第99条の2第3項第2号及び金融サービス提供法第4条第7項第2号に規定する「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」については、あくまで顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要があることを踏まえ、意思の表明があったか否かを実質的に判断しているか。

また、このような実質的判断を行うにあたっては、顧客の投資経験や知識等、顧客の判断能力を把握するために必要な態勢が整備されているか。その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、Ⅲ-2-6(1)②を参照するものとする。

さらに、当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、有価証券等仲介業者から要求されたものではないことが確保されているか。

⑤ 約定内容等に係る情報の提供

金融サービス契約の約定後に、約定内容(約定日時、約定金額又は約定数値等)について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供や金融商品取引業者又は登録金融機関の連絡先の提示等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

(新設)

(③を移動)

⑥ 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。

- イ. 高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。なお、当該態勢の整備に当たっては、認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則がある場合には、当該自主規制規則も踏まえているか。
- ロ. 商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。

⑦ 投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。

以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、例えば、以下の

⑤ 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。

- イ. 高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。なお、当該態勢の整備に当たっては、認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則がある場合には、当該自主規制規則も踏まえているか。
- ロ. 商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。

⑥ 投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。

以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、例えば、以下の

点にも留意して監督するものとする。

- イ. 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客(特定投資家を除く。口において同じ。)が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。
 - a. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額(勧誘時点で確定できない場合は概算額)
 - b. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用(信託報酬(ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率)、信託財産留保額等)
- ロ. 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。

⑧ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。

点にも留意して監督するものとする。

- イ. 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客(特定投資家を除く。口において同じ。)が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。
 - a. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額(勧誘時点で確定できない場合は概算額)
 - b. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用(信託報酬(ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率)、信託財産留保額等)
- ロ. 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。

⑦ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。

こうした点を念頭に、有価証券等仲介業者が、顧客の理解度に応じて、投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の乗換えの投資目的との整合性を含め、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項の説明を行っていない場合において、実効的な検証を行うために必要な社内管理体制を構築していないと認められるときは、仲介業者等府令第 118 条第1項第4号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

⑨ 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項

イ. 有価証券等仲介業者が、金融サービス提供法第 11 条第4項第3号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する有価証券をいう。本⑧において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に

こうした点を念頭に、有価証券等仲介業者が、顧客の理解度に応じて、投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の乗換えの投資目的との整合性を含め、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項の説明を行っていない場合において、実効的な検証を行うために必要な社内管理体制を構築していないと認められるときは、仲介業者等府令第 118 条第1項第4号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

⑧ 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項

イ. 有価証券等仲介業者が、金融サービス提供法第 11 条第4項第3号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する有価証券をいう。本⑧において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に

影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を除く。)に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。

a. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨

ロ. 上記イaについては、以下の点に留意すること。

a. 「当該債券」とは、個人向け社債等(日本証券業協会「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」第2条第1号に規定する個人向け社債等をいう。以下同じ。)に該当する債券をいうこと。

b. 「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券(新発債)の償還日に6か月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券(新発債)の償還日に最も償還日の近い銘柄(複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。)をいうこと。

c. 「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集(売出)時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値(α)を基に判断すること。

$$\alpha = X(\text{類似の債券のクレジット・スプレッド相当分}) - Y(\text{当該債券(新発債)のクレジット・スプレッド相当分})$$

$X = (\text{類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値(募集を行う日の前日付で発表された値)の平均値(注)}) - (\text{類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利(募集を行う日の同日付で発表$

影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を除く。)に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。

a. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨

ロ. 上記イaについては、以下の点に留意すること。

a. 「当該債券」とは、個人向け社債等(日本証券業協会「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」第2条第1号に規定する個人向け社債等をいう。以下同じ。)に該当する債券をいうこと。

b. 「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券(新発債)の償還日に6か月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券(新発債)の償還日に最も償還日の近い銘柄(複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。)をいうこと。

c. 「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集(売出)時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値(α)を基に判断すること。

$$\alpha = X(\text{類似の債券のクレジット・スプレッド相当分}) - Y(\text{当該債券(新発債)のクレジット・スプレッド相当分})$$

$X = (\text{類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値(募集を行う日の前日付で発表された値)の平均値(注)}) - (\text{類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利(募集を行う日の同日付で発表$

された値))

Y=(当該債券(新発債)の応募者利回り(単利))－
(当該債券(新発債)と償還日が最も近い国債の公社債
売買参考統計値の平均値単利(条件決定日の翌日付で
発表された値))

(注)「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配
情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け
社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券
業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各
報告会員の報告値(単利)を単純平均したものとす
る。

ハ. 仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する説明
については、委託契約において、「取得させようとする行為」
を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等
が説明を行うこととなる。

⑩ 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項

家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成 26
年1月より導入された少額投資非課税制度(以下「NISA制度」と
いう。)については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層
を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長
の果実を享受できる環境を整備する観点から、令和6年1月よ
り、抜本的拡充・恒久化が行われた。具体的には、若年期から高
齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成
を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開
設可能期間については期限を設けないこととされた。あわせて、

された値))

Y=(当該債券(新発債)の応募者利回り(単利))－
(当該債券(新発債)と償還日が最も近い国債の公社債
売買参考統計値の平均値単利(条件決定日の翌日付で
発表された値))

(注)「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配
情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け
社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券
業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各
報告会員の報告値(単利)を単純平均したものとす
る。

ハ. 仲介業者等府令第 118 条第1項第5号に規定する説明
については、委託契約において、「取得させようとする行為」
を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等
が説明を行うこととなる。

⑨ 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項

家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成 26
年1月より、成人を対象とした少額投資非課税制度(以下「一般
NISA」という。)が導入されている。以降、平成 28 年4月より、未
成年者を対象とした少額投資非課税制度(以下「ジュニア NISA」
という。)が導入され、また、平成 30 年1月より、成人を対象とし
つつ、積立投資に特化した少額投資非課税制度(以下「つみたて
NISA」といい、一般 NISA、ジュニア NISA 及びつみたて NISA
を総称して以下「NISA 制度」という。)が導入されている。

NISA 制度は、年間の投資上限額の範囲内で購入した金融商

個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。

こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)」（NISA推進・連絡協議会）（以下本⑩において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

イ. 顧客に対する説明態勢の整備

a. 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定される場所、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけでなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・有価証券等仲介業者相互の利益につながるとの観点に立って、政府等における金融経済教育の取り組みと連携しつつ、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するよう努めているか。

b. NISA制度に関する説明

NISA制度に係る非課税口座（以下「NISA口座」という。）開

品について、所定の非課税期間を通じて、その収益を非課税とする制度であり、これまで金融商品に対する投資を通じた資産形成を行ってこなかった者を中心に、当該方法による資産形成を促すことを目的としたものである。

こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)」（NISA推進・連絡協議会）（以下本⑨において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

イ. 顧客に対する説明態勢の整備

a. 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定される場所、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけでなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・有価証券等仲介業者相互の利益につながるとの観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するよう努めているか。

b. NISA制度に関する説明

一般 NISA 及びつみたて NISA に係る非課税口座並びに

設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

ロ. 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。

また、NISA制度の趣旨等に鑑み、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の安定的な資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うものとする。

ハ. ジュニアNISAについて留意すべき事項

平成 28 年 4 月より導入された未成年者を対象とする少額投資非課税制度(以下「ジュニアNISA」という。)については、令和 5 年 12 月をもって新規口座開設・新規買付けが終了している。ただし、ジュニアNISAに係る未成年者口座(以下「ジュニアNISA口座」という。)においては、その口座開設者が 18 歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているところ、有価証券等仲介業者は、その知り得る限り、親権者等によって仮名口座とし

ジュニア NISA に係る未成年者口座(以下これらを総称して「NISA 口座」という。)開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

ロ. 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

NISA 制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨や NISA 制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断に当たっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。

ハ. ジュニア NISA について留意すべき事項

ジュニア NISA が未成年者向けの制度であることを踏まえ、ジュニア NISA 口座が、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。

こうした観点から、例えば、ジュニア NISA 口座開設時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。

て利用されるといったことのないよう留意する必要がある。

(削除)

⑪ 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の販売に係る留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を販売することは適切ではないことから、当該商品の販売が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。

イ. 特定資産以外の資産(以下本⑪において「非特定資産」という。)や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等、実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産(以下本⑪において「非特定資産等」という。)が投資目的となっているような商品(ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。)

ロ. ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品

なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような

⑩ 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の販売に係る留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を販売することは適切ではないことから、当該商品の販売が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。

イ. 特定資産以外の資産(以下本⑩において「非特定資産」という。)や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等、実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産(以下本⑩において「非特定資産等」という。)が投資目的となっているような商品(ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。)

ロ. ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品

なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような

商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような販売が行われていないか、特に留意するものとする。

- a. 非特定資産を連想させるような名称が付された商品を販売すること。
- b. 非特定資産への投資を強調した勧誘を行い販売すること。
- c. 投資家が非特定資産等の保有リスクを負うにもかかわらず、十分なリスク説明や顧客の理解度を確認しないまま、理解度が不十分な顧客に対し販売すること。

⑫ 営業員の業務上の評価に係る留意事項

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重するものとなっているか留意して監督するものとする。

VII-1-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う有価証券等仲介業者に係る業務の適切性

VII-1-6-2 勧誘・説明態勢

(1)・(2) (略)

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等に関する有価証券等仲介業務に係る契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供においては、仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 2 号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を提供することが求められている。

例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関し

商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような販売が行われていないか、特に留意するものとする。

- a. 非特定資産を連想させるような名称が付された商品を販売すること。
- b. 非特定資産への投資を強調した勧誘を行い販売すること。
- c. 投資家が非特定資産等の保有リスクを負うにもかかわらず、十分なリスク説明や顧客の理解度を確認しないまま、理解度が不十分な顧客に対し販売すること。

⑪ 営業員の業務上の評価に係る留意事項

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重するものとなっているか留意して監督するものとする。

VII-1-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う有価証券等仲介業者に係る業務の適切性

VII-1-6-2 勧誘・説明態勢

(1)・(2) (略)

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等に関する有価証券等仲介業務に係る契約締結前交付書面においては、仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 2 号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を記載することが求められている。

例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関しては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分か

ては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分かりやすく情報提供することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等(権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。)について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。

りやすく記載することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等(権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。)について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。